

放課後児童健全育成事業利用のご案内

松本市では、保護者が就業等の理由により日中家庭にいない市内の小学生を対象に、授業の終了後（学校休業日は午前8時から）から午後7時まで、所定の実施場所において、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」を実施しています。

登録児童は、学校から児童館・児童センター等へ直接来館でき、友達と遊んだり宿題をしたり、おやつを食べたりして、保護者が迎えに来るまでの時間を安全に過ごすことができます。詳細は、下記のとおりです。

登録を希望される方は、申請書類を利用施設に提出してください。また、前年度から継続して利用を希望する場合も、年度ごとの登録となりますので必ず申請書類を提出してください。

<利用案内>

対象児童	保護者が就業等の理由により日中家庭にいない、市内の小学校に就学している児童 ただし、内田児童館については、1～4年生を対象とします。														
実施場所	児童館・児童センター等（詳細裏面）														
利用時間 利用方法	(1) 小学校登校日 … 12時30分～19時 (2) 小学校休業日 … 8時～19時（小学校休業日は、昼食を持参すること） (3) 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休業日です。 ※帰宅時は、保護者等が迎えに来てください。 ※小学校休業日は、保護者等が送迎してください。														
利用料	利用料は登録時間区分による月額料金です。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>一人目</th> <th>二人目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時まで</td> <td>月額 2,000円</td> <td>月額 1,000円</td> </tr> <tr> <td>午後6時まで</td> <td>月額 3,000円</td> <td>月額 1,500円</td> </tr> <tr> <td>午後7時まで</td> <td>月額 4,000円</td> <td>月額 2,000円</td> </tr> </tbody> </table> (1) お支払いは、口座引落としまたは納入通知書による納入になります。 (2) 一定の要件に該当する方（就学援助受給等）は、利用料の減免制度があります。 (3) 保護者の迎えが登録時間に間に合わなかった場合は、1回当たり1人につき300円の延長料金をいただきます。 (4) 利用料の未納が1カ月以上続いた場合は、緊急連絡先または勤務先に連絡することがあります。また、 2カ月入金されない場合は利用を停止させていただく場合があります。			時間区分	一人目	二人目以降	午後5時まで	月額 2,000円	月額 1,000円	午後6時まで	月額 3,000円	月額 1,500円	午後7時まで	月額 4,000円	月額 2,000円
時間区分	一人目	二人目以降													
午後5時まで	月額 2,000円	月額 1,000円													
午後6時まで	月額 3,000円	月額 1,500円													
午後7時まで	月額 4,000円	月額 2,000円													
申請先 申請方法	児童館等で申請書類を受け取り、利用施設に提出してください。 (1) 申込みには、登録児童と同居している65歳未満のご家族の方の就労が確認できる就労証明書等が必要です。証明には就労実態、就労時間等を必ず記載してください。 (2) 口座振替の手続きは、金融機関に直接「口座振替依頼書」を提出してください。 (3) 登録申請書は児童1人に1枚提出していただきます。2人目以降の就労証明書等は、コピーで構いません。 (4) 申請から決定通知まで2週間程度を要します。ご利用施設でご利用開始ごとの申請締切日をご確認ください。 (5) 登録決定者には放課後児童健全育成事業登録通知書をご住所に送付します。施設の利用開始は通知書が届いてからとなりますので、事前の申請をお願いします。														
利用の停止・ 変更等	(1) 登録内容（期間、時間、氏名、住所、勤務先、施設）を変更する場合や、利用を止める場合は、変更する月の前月の提出期限までに、必ず「登録申請書」を利用施設へ提出してください。月の途中の脱退の場合、利用料の精算はしません。 (2) 口頭での申請はお受けできません。														
受付期間	登録は随時受け付けていますが、新年度準備の都合から、下記の受付期間を設けていますので、ご協力をお願いします。 (1) 在学児童 資料配布日～1月22日（金） (2) 来入児童 来入児説明会～2月26日（金）														

＜実施場所一覧＞

No.	施設名	住所／電話番号	No.	施設名	住所／電話番号
1	あがた児童センター	松本市県 1-3-20 32-0945	16	山辺放課後児童クラブ	松本市入山辺 34 (山辺小学校内) 36-0305
2	高宮児童センター	松本市高宮南 7-40 25-9263	17	岡田児童センター	松本市岡田松岡 513 46-9620
3	旭町放課後児童クラブ	松本市旭 2-4-4 (旭町小学校内) 32-1211	18	浅間児童センター	松本市浅間温泉 2-9-2 46-0605
4	沢村児童センター	松本市沢村 2-6-14-3 32-6264	19	筑摩児童センター	松本市筑摩 1-13-22 25-5790
5	島内児童センター	松本市島内 4884-5 47-1680	20	内田児童館 (4年生まで登録可)	松本市内田 755-1 58-5186
6	南郷児童館	松本市横田 4-25-1 36-1006	21	今井児童センター	松本市今井 1595 59-2765
7	寿台児童館	松本市寿台 6-2-10 86-1069	22	中山児童センター	松本市中山 3532-1 58-5602
8	芳川児童センター	松本市村井町北 1-9-38 86-2857	23	田川児童センター	松本市渚 1-6-9 25-1206
9	南部児童センター	松本市双葉 4-16 24-1562	24	和田児童センター	松本市和田 2240-28 48-6088
10	菅野児童センター	松本市神林 2663-3 57-2870	25	新村児童センター	松本市新村 1985-2 47-4260
11	並柳児童センター	松本市並柳 4-9-2 26-9843	26	梓川児童センター	松本市梓川梓 736-1 78-6123
12	島立児童センター	松本市島立 3298-2 47-9246	27	四賀放課後児童クラブ	松本市会田 1001-1 64-3450
13	寿放課後児童クラブ	松本市寿豊丘 1019-7 57-5626	28	波田児童センター	松本市波田 10098-3 91-3071
14	二子児童センター	松本市笹賀 6071 25-5657	29	附属放課後児童クラブ	松本市桐 1-3-1 (附属小学校内) 34-3261(こども育成課)
15	鎌田児童センター	松本市両島 5-50 26-4747			

＜その他のご案内＞

おやつ	希望制によりおやつを提供しています。詳細は、各施設にお問い合わせください。
一時利用	登録していない児童で、保護者が冠婚葬祭・仕事などの場合、前日までに予約することで、1日単位で一時利用することができます。原則、おやつはありません。 (1) 対象 市内の小学校に通う1年生から6年生までの児童（内田児童館は4年生まで） (2) 料金 1人1日500円 (3) 申込み 利用日の1ヶ月前から申し込むことができます。詳しくは各施設にお問い合わせください。
個人情報の保護	申請に関わる個人情報は、適切な管理を行い、放課後児童健全育成事業の運営に係る事務にのみ利用します。